

番 号 : 140381
 国 名 : マラウイ
 担当部署 : 産業開発・公共政策部 資源エネルギー第二課
 案件名 : 電力開発計画アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 電力開発計画アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年6月下旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 2.00M/M、現地 12.00M/M、合計 14.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第一次 現地業務期間	国内 作業期間	第二次 現地業務期間	国内 作業期間	第三次 現地業務期間
7日	60日	4日	60日	4日	60日
国内 作業期間	第四次 現地業務期間	国内 作業期間	第五次 現地業務期間	国内 作業期間	第六次 現地業務期間
10日	60日	4日	60日	4日	60日
整理期間					
7日					

なお、現地派遣回数には上限を6回とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 28点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 12点
 - ⑤ プレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	電力開発に係る各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイ国における世帯電化率は全国平均8%であり、南部アフリカ地域の平均世帯電化率20%と比べて極めて低い水準にとどまっている。電力需要は急激に増加しているものの、発電施設の不足、施設の老朽化による稼働率の低下、送配電網の未整備など電力セクターへの投資不足により、慢性的な電力供給不足の状態にある。計画停電を含めた停電が頻繁に発生し、市民生活及び産業に大きな影響を与えるなど経済発展を阻害する要因となっている。

このような状況を克服するため、マラウイ国政府は発電設備容量の増加や電化率の向上を貧困削減に寄与する基礎的社会・経済基盤として位置づけている。マラウイの開発計画である「Vision2020」及び「貧困削減戦略書」においても、これらを国家戦略として定めており送配電の全ての電力セクターでも、世界銀行、アフリカ開発銀行、MCC (Millennium Challenge Corporation)、JICA (無償資金協力「テザニ水力発電所増設計画」)、中国輸出入銀行等のドナー及びIPP事業者による複数案件が進捗している状況にある。これを踏まえ、JICAは電力開発計画専門家として2010年12月から2014年4月まで派遣し、エネルギー鉱山省 (MEM) エネルギー局 (DOE) 及びマラウイ電力供給公社 (ESCOM) 等をカウンターパート (C/P) 機関として、電力開発に係る能力向上を行った経緯がある。しかしながら、①案件の計画策定、②有効性・妥当性に対する評価の2点において、案件管理を実施しているC/P機関等の能力がまだまだ十分でないことから、今後の円滑な事業実施のためにこれら2点に係る能力強化が必要不可欠となっている。

このような背景の下、マラウイ政府は我が国に対し、計画的な電力需要に基づいた施設計画や運用維持管理の能力向上を中心とした電力開発計画策定に係る技術協力を要請した。

本専門家は、C/P機関をはじめマラウイ国における電力供給を担う機関に対し、施設計画や運用維持管理を中心とした電力開発計画の策定・実施能力向上のため、電力セクターの評価・分析に基づく高度な政策提言を含む助言・指導を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マラウイにおける電力開発計画の評価・分析を行い、その結果に基づき電力開発計画の策定・実施能力の向上を目的として高度な政策提言を含む助言・指導を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2014年6月下旬)

- ① 電力セクターにおける既存の情報収集・分析を行う。
- ② ワークプラン (和文、英文) を作成し JICA 産業開発・公共政策部へ提出する。

(2) 現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にカウンターパート機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
- ② JICA マラウイ事務所に対し、進捗報告を行う。
- ③ 在マラウイ日本大使館に対し、進捗報告並びにマラウイ電力セクターの動向を報告する。
- ④ 世界銀行、アフリカ開発銀行、MCC、中国輸出入銀行等のドナーの動向を確認し、F/S やドナーからの提案について、カウンターパートに対する技術的助言を行う。
- ⑤ IPP からの事業提案について技術的妥当性の検証を行い、その内容及び助言をカウンターパートに報告する。
- ⑥ カウンターパートによる以下の業務に対して、助言・指導を行う。
 - ア) 電力セクターにおける、関連法案・制度・運用維持管理に関する課題の抽出・分

析・評価

- イ) 抽出された課題に対する総合的な解決策の策定
- ウ) 適切な電力需給計画の検討・策定
- エ) 水力発電施設の建設可能性について検討 及び 課題・実現性の検討
- オ) 水力発電ポテンシャルサイトの現地視察
- カ) 水力発電以外の開発計画に対する検討
- キ) ESCOM（マラウイ電力公社）の既存資料の分析、課題抽出 及び 解決策検討
- ク) 実施中の F/S に関する情報収集、課題抽出、実現性の検討
- ケ) テザニ水力案件の進捗状況のフォロー
- ⑦ 計画策定能力強化を目的として、進捗中の F/S のレポート等を利用した、案件の評価・分析に関するセミナーをカウンターパート内で派遣毎に開催する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、カウンターパート機関及び JICA マラウイ事務所に提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間

- ① 現地業務結果をJICA産業開発・公共政策部に報告を行う。
- ② 前の派遣活動を踏まえて次期業務実施計画書（英文・和文）を修正し、JICA産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。
- ③ 現地にて実施するセミナーのための情報収集を行い、セミナー資料を作成する。業務実施計画書と同時に、JICA産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。
- ④ 第3次の派遣終了後にJICA内部向けのセミナーを開催する。セミナーにおいてはマラウイの電力セクターの現況を主たるテーマと想定しているが、内容についてJICA産業開発・公共政策部と協議し決定する。
- ⑤ テザニ水力発電所の詳細設計及び積算状況を確認し、今後の課題整理を行う。

(4) 帰国後整理期間（2016年3月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に報告する。

(5) 業務工程計画

2014年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現地作業												
国内作業												
2015年度												
現地作業												
国内作業												

なお、現地作業は60日/回、2014年6月に行う国内準備作業は7日、各現地作業の間に実施する国内作業は5日/回、2016年3月中旬に実施する整理作業は7日間を想定している。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部、英文1部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 業務実施上での残された課題
- ⑤ その他

セミナー等で利用したテキスト等を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（2014年4月）

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は東京ーリロングウェ間を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、7.（5）に示す通りですが、2週間程度の変更等の日程調整は可能です。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり（初回のみ）

イ) 宿舍手配

あり（初回のみ）

ウ) 車両借上げ

あり（初回のみ）

エ) 通訳・傭上

あり（初回のみ）

オ) 現地日程のアレンジ

あり（初回のみ）

カ) 執務スペースの提供

エネルギー鉱山省内オフィスにおける執務スペースの提供があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する関連資料（専門家業務完了報告書）をJICA産業開発公共政策部 資源エネルギー第二課（TEL:03-5226-8068）にて配布します。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② マラウイ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、マラウイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

- ③本件は、選定にあたって業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
- ・ 実施時期：6月16日(月) (予定) (詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - ・ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - ・ 実施方法：
 - a) 一者当たりプレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定しています。
 - b) プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」、「提案事項」を説明して下さい。
 - c) 業務従事予定者以外の出席は認めません。

以上